

介護のしごとの魅力を伝える映像発信事業業務委託仕様書

1 目的

高校生をメインターゲットとした介護の仕事の魅力を伝える映像を制作し、テレビやSNSで発信することで、介護職を目指すきっかけを提供する。

2 委託業務内容

高校生をメインターゲットとした介護の仕事の魅力を伝える映像を制作し、テレビやSNSを通して幅広く発信する。

(1) 映像制作に関する留意事項

ア ターゲット

高校生を中心とした若年層

イ テーマ

制作する映像のテーマを設定し全体構成を示すこと。

ウ 制作の視点

介護職の魅力や、働きやすい職場であることが伝わるような内容。「ふくしまの介護施設で働きたい」と思えるような内容の映像。

エ 取材対象

県内の介護施設や県内の介護施設で働く介護職員を対象とする。取材対象の選定に当たっては、県内全域の様々な介護施設が対象となるように、介護施設所在地や施設種別に偏りなく選定し、県と受託者で協議の上決定する。

オ その他

本事業の実施に当たっては、福祉・介護人材プロジェクト等県の介護人材確保の取組と適宜連携を図ること。

(2) 介護のしごとの魅力を伝える映像の制作

ア キャッチコピーの制作

高校生が、介護職について好意的なイメージを抱き、耳に残り、かつふくしまらしさのあるキャッチコピーを制作し、発信に利用する。

イ 映像の制作

(ア) テレビミニ番組：5本（時間3分程度/本）

(イ) YouTube、TikTok用動画：5本（時間2～3分程度/本、及び本広告用ショート動画30秒～60秒）

ウ デジタルを活用した映像・記録の発信

イで制作した映像を幅広く周知する。

(ア) テレビ放送（ニュース及び番組内での放送各1回程度）

放送時間及び番組はより多くの若年層の視聴が想定される時間帯とし、提案により検討、決定する。

(イ) YouTube、TikTokでの発信（5本×5万回再生以上）

(3) 効果測定

次に掲げる指標を測定し、映像発信を実施した翌月10日までに前月末までの測定結果を県に提出すること。

ア テレビミニ番組：視聴率等

イ YouTube、TikTok 動画：アクセス数、閲覧者の属性等

3 成果目標

(1) ミニ番組放送回数：5回

(2) YouTube 動画再生回数：5万回/本

4 実施体制

(1) 業務責任者・スタッフの配置

受託者は業務責任者を定め、事業全体の運営・調整等に関して責任を持って管理をするとともに、各取組内容に十分な経験を有する運営スタッフ等を配置し、効果的な実施体制を構築すること。また、事故等が生じた場合に備え、緊急時の体制・対応についても併せて整備すること。

(2) 運営・進捗管理

本事業の運営に当たり、適宜効果分析を行い、課題抽出・改善案を提案し、県と協議の上実施していくことで、効果的な事業進捗を図ること。

5 成果品

(1) 事業実施に関する経過、実績、分析結果

(2) 制作動画、資料一式

(3) その他、別途県が指示するもの

6 対象経費

(1) 人件費（賃金、通勤手当、社会保険料等）

(2) 活動経費（旅費、リース料、通信費、印刷費等）

(3) 業務管理経費

(4) 消費税及び地方消費税

(5) その他県が必要と認めるもの

※機械及び部品等の資産取得は認められないのでリース対応とすること。

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出すること。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

ア 委託業務着手届（第1号様式）

- イ 業務責任者通知書
 - ウ 実施計画書（事業工程表、実施体制表、実施内容）
 - オ その他業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
- ア 委託業務完了報告書（第2号様式）
 - イ 委託業務実績報告書（第3号様式）
- ※収支決算書及び経費の明細が分かる書類を提出し清算手続きを行うこと。
- ウ 事業成果品（上記5のとおり）
 - エ その他業務の確認に必要と認める書類

8 契約に関する条件等

(1) 無償サービスの原則

受託者は、本事業において、協力企業等から名称のいかんにかかわらず、手数料若しくはこれに類する費用を徴収することは禁止とする。

(2) 一括再委託の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部であっても、福島県の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(3) 本事業の引継ぎ

受託者は、本事業の終了後、他社に業務を円滑に引き継げるよう体制を整えるとともに、成果物についても客観性に留意して作成すること。

9 受託者の責務

(1) 成果品一式の所有権は、県に帰属するものとする。

成果品一式の著作権は、本事業で制作した映像を除き県に帰属するものとする。なお、本事業で制作した映像については、改変を伴わない限りにおいて受託者への事前の通知及び許諾なく利用できるものとする。

(2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら福島県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(3) 個人情報保護法、労働基準法、労働関係調整法、労働契約法等の諸法令を遵守すること。

(4) 本事業で知り得た個人情報について、第三者への漏洩、他目的での使用・売買等を禁止する。なお、これは本委託契約終了後も同様である。

(5) 本事業に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存すること。

(6) 会計検査院による実地検査等が実施される場合は、検査に協力すること。

- (7) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県の交付金、補助金、助成金との併給はできないものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、福島県と受託者が協議の上で定めることとする。
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

第1号様式

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月
日付けで着手しましたので届け出ます。

記

- 1 業務名
介護のしごとの魅力を伝える映像発信事業業務
- 2 委託料の額
金 , 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間
着 手 : 令和 年 月 日
履行期限 : 令和 年 月 日

第2号様式

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付けで完了しましたので届け出ます。

記

- 1 業務名
介護のしごとの魅力を伝える映像発信事業業務
- 2 委託料の額
金 , 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日

※添付書類

事業実績が分かる書類を添付すること。

第3号様式

令和 年 月 日

(社会福祉課長経由)
福島県知事

受託者 住 所
名 称
代表者名

介護のしごとの魅力を伝える映像発信事業業務実績報告書
標記業務を下記のとおり実施したので、実績を報告します。
記

添付書類

- 1 業務決算（見込）書抄本
- 2 実施状況が分かる書類等